四日市市告示第113号

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森智 広

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱(平成19年四日市市告示第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(指導及び監査の形態)

第4条 指導の形態は原則として次のと おりとする。

- (1) (略)
- (2) 運営指導

ア運営指導の形態

運営指導は次の(ア)から(ウ)までの内容について、原則、実地に<u>て</u>行う。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、市長が<u>厚生労働大臣又は県知事若しくは他市町長</u>と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、(ア)から(ウ)までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することもある。

イ及びウ(略)

2 (略)

(指導対象)

第5条 指導の対象は、全ての指定地域

(指導及び監査の形態)

第4条 指導の形態は原則として次のと おりとする。

- (1) (略)
- (2)運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は次の(ア)から(ウ)までの内容について、原則、実地に行う。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、市長が他市町長と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、(ア)から(ウ)までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することもある。

イ及びウ(略)

2 (略)

(指導対象)

第5条 指導の対象は、全ての指定地域

密着型サービス事業者等とする。ただ し、効率的な指導を行う観点から、その 選定については一定の方針に基づき行 う。

- (1) (略)
- (2) 運営指導の対象
- イ 合同指導

一般指導の対象とした指定地域密着型 サービス事業者等の中で複数の市町村で 指定を受けているものを対象に実施す る。

## (3) 県知事及び市長の連携

県知事及び市長は互いに連携を図り、 必要な情報交換を行うことで適切な集団 指導及び運営指導の実施に努める。

#### (監査対象の選定基準)

第6条 監査は下記に示す情報等から、 介護保険施設等の介護給付等対象サービ スの内容並びに介護報酬の請求につい て、市長が条例で定める指定地域密着型 サービス事業者等の事業の人員、施設及 び設備並びに運営に関する基準に従って いないと認められる場合若しくはその疑 いがあると認められる場合、又は介護報 酬の請求について不正を行っていると認 められる場合若しくはその疑いがあると 密着型サービス事業者等とする。ただ し、効率的な指導を行う観点から、その 選定については一定の方針に基づき行 う。

- (1) (略)
- (2) 運営指導の対象

#### イ 合同指導

一般指導の対象とした指定地域密着型 サービス事業者等の中で複数の市町村で 指定を受けているものを対象に実施す る。

ただし、その事業所が本市外に所在する指定地域密着型サービス事業者等については、当該事業所の所在地の市町村長からの報告をもって指導に替えるものとする。

#### (監査対象の選定基準)

第6条 監査は下記に示す情報等から、 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の 確認について必要があると認める場合に 立入検査等により行う。 認められる場合、又は不正の手段により 指定等を受けていると認められる場合若 しくはその疑いがあると認められる場合 (以下「指定基準違反等」という。)、 又は介護給付等対象サービスの利用者又 は入所者若しくは入居者(以下「利用者 等」という。) について高齢者虐待の防 止、高齢者の養護者に対する支援等に関 する法律(平成17年法律第124号) (以下「高齢者虐待防止法」という。) に基づき市町が虐待の認定を行った場合 若しくは高齢者虐待等により利用者等の 生命又は身体の安全に危害を及ぼしてい る疑いがあると認められる場合(以下 「人格尊重義務違反」という。)の確認 について必要があると認める場合に立入 検査等により行う。

(1)及び(2)(略)

#### (監査方法等)

第13条 監査方法については、次のと おりとする。

- (1)及び(2) (略)
- 2 (略)
- 3 聴聞等

監査の結果、当該指定地域密着型サー ビス事業者等が命令又は指定の取消等若 しくは許可の取消等の処分(以下「取消 処分等」という。) に該当すると認めら れる場合は、監査後、取消処分等の予定 者に対して、行政手続法(平成5年法律│規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与 第88号)第13条第1項各号の規定に

(1)及び(2)(略)

#### (監査方法等)

第13条 監査方法については、次のと おりとする。

- (1)及び(2) (略)
- 2 (略)
- 3 聴聞等

監査の結果、当該指定地域密着型サー ビス事業者等が取消処分等に該当すると 認められる場合は、監査後、取消処分等 の予定者に対して、行政手続法(平成5 年法律第88号) 第13条第1項各号の しなければならない。

基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに 該当するときは、これらの規定は、適用 しない。

4 (略)

# (連絡調整会議)

第17条 この要綱に定める指導及び監 査の円滑な実施と効果的な連携を図るた め、連絡調整会議を置くことができる。

2 連絡調整会議の事務局は健康福祉部福祉総務課福祉監査室内に置く。

3 (略)

ただし、同条第2項各号のいずれかに 該当するときは、これらの規定は、適用 しない。

4 (略)

### (連絡調整会議)

第17条 この要綱に定める指導及び監 査の円滑な実施と効果的な連携を図るた め、連絡調整会議を置くことができる。

2 連絡調整会議の事務局は健康福祉部健康福祉課福祉監査室内に置く。

3 (略)

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)